

国立健康危機管理研究機構製品交付規程

(通則)

第一条 国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が行う製品の交付については、この規程の定めによるところによる。

(交付の対象)

第二条 機構は、次の各号に掲げる者の申請により、別表に掲げる製品を交付するものとする。

- 一 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- 二 国内の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の製造販売業者
- 三 国内の研究機関
- 四 前各号に掲げる者のほか、国立健康危機管理研究機構理事長（以下「理事長」という。）が
適当と認める者

2 機構は、理事長が特に認めた場合においては、別表に掲げる製品以外の製品を交付することができる。

(申請手続)

第三条 製品の交付を受けようとする者は、別記様式による製品交付申請書を理事長に提出する。

また、申請者は、交付手数料を納めなければならない。

- 2 交付手数料の額は、別表に定める額とする。
- 3 交付手数料の納付に当たり必要な振込み手数料等の経費については、交付申請者の負担とする。

(製品の交付)

第四条 理事長は、第三条の規定に基づく申請がなされたことをもって製品を交付する。ただし、理事長が交付することができない又は交付することが適当でないと認めたときは、その申請に応じないことができる。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。